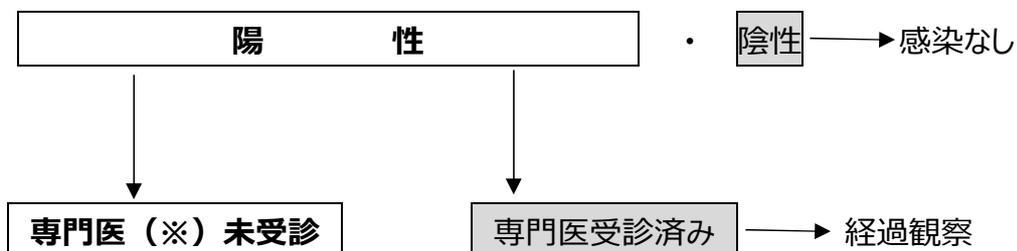


肝臓専門医への紹介までの流れ

B型/C型肝炎ウイルス検査結果：HBs 抗原 and/or HCV 抗体



専門医リストから肝臓専門医へ紹介（添付の紹介状をご利用下さい）

<https://www.med.oita-u.ac.jp/kansikkan/sinryoujyouhouiteikyousyo.html>

(※) 肝炎診療連携施設および肝臓専門医は添付のリストをご参照ください

大分県内の紹介状況把握のため、ご紹介いただく際には同封した診療情報提供書のご利用もしくは同封にご協力ください。紹介状況の確認に使用する情報には患者様の個人情報などは含まれておりません。

ご多忙中大変恐縮ですが、ご協力いただけますよう何卒よろしくお願いいたします。

尚、過去一度も検査をされていない場合は受検をおすすめください。

⇒保健所・自治体での健診（節目検診等）、肝炎ウイルス検査協力医療機関をご紹介ください

大分県内の日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関

市町名	医療機関名	
大分市	大分県立病院 電話：097-546-7111 FAX：097-546-7708 大分県大分市豊饒 2-8-1	国立病院機構大分医療センター 電話：097-593-1111 FAX：097-593-3106 大分県大分市横田 2-11-45
	有田胃腸病院 電話：097-556-1772 FAX：097-556-1778 大分県大分市牧 1-2-6	ウェルビーイングあべ胃腸病内視鏡クリニック 電話：097-578-6898 FAX：097-578-6897 大分県大分市片島 396-1
	えとう内科病院 電話：097-597-6150 FAX：097-597-6156 大分県大分市中判田 1428-1	岡仁会大分共立病院 電話：097-543-1177 FAX：097-545-7727 大分県大分市明礮町 1-2-9
	おおつか内科クリニック 電話：097-574-6020 FAX：097-574-6021 大分県大分市横田 75-1	織部病院 電話：097-544-2377 FAX：097-545-7729 大分県大分市田中町 1-8-62
	大分赤十字病院 電話：097-532-6181 FAX：097-533-1207 大分県大分市千代町 3-2-37	大分循環器病院 電話：097-544-5552 FAX：097-544-5553 大分県大分市大字三芳 320-3
	大分健康管理センター 電話：097-547-1111 FAX：097-547-1289 大分県大分市古国府 6 丁目 1 番 30 号	織部消化器科 電話：097-523-0033 FAX：097-523-0038 大分県大分市大字森 386
	西村内科クリニック 電話：097-552-5777 FAX：097-553-3108 大分県大分市明野北 4-1-1 山本ビル 4 階	仁友会森内科医院 電話：097-569-1014 FAX：097-569-9340 大分県大分市下郡北 3-23-25
	ほんだ肝臓・胃腸内科クリニック 電話：097-578-7488 FAX：097-578-7489 大分県大分市大字森町 501-1	米満内科医院 電話：097-551-1170 FAX：097-551-1171 大分県大分市明野南 1-27-10

	井野辺病院 電話：097-586-5522 FAX：097-586-5656 大分県大分市大字中尾 225	わだ内科・胃と腸クリニック 電話：097-567-5005 FAX：097-567-5035 大分県大分市津守 176-1
宇佐市	宇佐メディカルクリニック 電話：0978-33-3733 FAX：0978-33-3734 大分県宇佐市辛島 298-2	宇佐中央内科病院 電話：0978-38-5200 FAX：0978-38-5215 大分県宇佐市大字江須賀 4046-1
	佐藤第一病院 電話：0978-32-2110 FAX：0978-33-4918 大分県宇佐市大字法鏡寺 77-1	
臼杵市	白川病院 電話：0972-63-7830 FAX：0972-63-7917 大分県臼杵市大字末広 938	
国東市	朝倉内科医院 電話：0978-67-2012 FAX：0978-67-2420 大分県国東市安岐町中園 400	国東市民病院 電話：0978-67-1211 FAX：0978-67-3190 大分県国東市安岐町下原 1456
	佐伯市	JCHO 南海医療センター 電話：0972-22-0547 FAX：0972-23-4083 大分県佐伯市常盤西町 7-8
医療法人慈恵会 西田病院 電話：0972-22-0180 FAX：0972-24-0503 大分県佐伯市鶴岡西町 2-266		
杵築市	杵築市立山香病院 電話：0977-75-1234 FAX：0977-75-0873 大分県杵築市山香町野原 1612-1	岩下クリニック 電話：0978-66-4055 FAX：0978-66-4054 大分県杵築市杵築 665-655
	中津市	中津市民病院 電話：0979-22-2480 FAX：0979-22-2481 大分県中津市大字下池永 173
中津胃腸病院 電話：0979-24-1632 FAX：0979-22-9800 大分県中津市大字永添 510 番地		

日田市	鶴陽会岩尾病院 電話：0973-22-6161 FAX：0973-22-6258 大分県日田市淡窓 2-4-29	新関内科医院 電話：0973-24-3355 FAX：0973-24-3383 大分県日田市田島 2-4-9
豊後大野市	豊後大野市民病院 電話：0974-42-3121 FAX：0974-42-3078 大分県豊後大野市緒方町馬場 276	
豊後高田市	高田中央病院 電話：0978-22-3745 FAX：0978-22-3788 大分県豊後高田市新地 1176-1	
別府市	国立病院機構別府医療センター 電話：0977-67-1111 FAX：0977-67-5766 大分県別府市大字内竈 1473	大分県厚生連鶴見病院 電話：0977-23-7111 FAX：0977-23-7884 大分県別府市緑丘町 12-1
	九州大学病院別府病院 電話：0977-27-1600 FAX：0977-27-1605 大分県別府市大字鶴見字鶴見原 4546	KKR 新別府病院 電話：0977-22-0391 FAX：0977-26-4170 大分県別府市大字鶴見 3898
	荘園内科クリニック 電話：0977-27-3800 FAX：0977-27-3788 大分県別府市東荘園 4-11-10	
由布市	大分大学医学部附属病院 電話：097-549-4411 FAX：097-586-5439 大分県由布市挾間町医大ヶ丘 1-1	

順不同

B型肝炎診療情報提供書

年 月 日

紹介先医療機関

_____病院_____科
_____先生

紹介元医療機関の所在地 名称 電話番号 医師氏名	印
-----------------------------------	---

患者氏名	性別 男・女
患者住所	電話番号
生年月日	年 月 日
年齢	歳

傷病名 ・ B型肝炎 ・ その他の病名 () 紹介目的 (□にチェックしてください) <input type="checkbox"/> B型肝炎の抗ウイルス治療適応の判断および治療における診療連携 <input type="checkbox"/> follow up に関する助言 症状経過および検査結果 HBs 抗原 陽性 HBV DNA (リアルタイム RCR 法) _____log IU/ml (測定していなければ記入不要です)
--

現在の処方

今回の肝炎ウイルス検査についてあてはまるものにチェックをお願いします。 () 保健所または委託医療機関の肝炎ウイルス検査 () 職場の健康診断における肝炎ウイルス検査 () 市町村が実施する妊婦健診における肝炎ウイルス検査 () 手術前の肝炎ウイルス検査 () その他 抗ウイルス治療が必要な場合の治療および治療後の follow up に関する希望 () 治療および follow up とも紹介先に任せる () 自院で治療および follow up を行う () 紹介先と自院で連携して治療および follow up を行う () 紹介先で治療を開始し、治療継続および follow up は自院で行う () その他 ()

備考



※受け取られた医療機関はインターネットからアンケートに回答して下さい
回答 URL <https://forms.gle/85tyz2H3EuuNU3mW7>

C型肝炎診療情報提供書

年 月 日

紹介先医療機関

_____ 病院 _____ 科
_____ 先生

紹介元医療機関の所在地 名称 電話番号 医師氏名	印
-----------------------------------	---

患者氏名	性別 男・女
患者住所	電話番号
生年月日	年 月 日
年齢	歳

傷病名 ・ C型肝炎 ・ その他の病名 () 紹介目的 (□にチェックしてください) <input type="checkbox"/> C型肝炎の抗ウイルス治療適応の判断および治療における診療連携 <input type="checkbox"/> follow up に関する助言 症状経過および検査結果 HCV 抗体 陽性 HCV RNA (リアルタイム RCR 法) _____ log IU/ml (測定していなければ記入不要です)
--

現在の処方

今回の肝炎ウイルス検査についてあてはまるものにチェックをお願いします。 () 保健所または委託医療機関の肝炎ウイルス検査 () 職場の健康診断における肝炎ウイルス検査 () 市町村が実施する妊婦健診における肝炎ウイルス検査 () 手術前の肝炎ウイルス検査 () その他 抗ウイルス治療が必要な場合の治療および治療後の follow up に関する希望 () 治療および follow up とも紹介先に任せる () 自院で治療および follow up を行う () 紹介先と自院で連携して治療および follow up を行う () 紹介先で治療を行い、follow up は自院で行う () その他 ()
--

備考



※受け取られた医療機関はインターネットからアンケートに回答して下さい
回答 URL <https://forms.gle/umyPxXa36rv1Etyf7>



健が発0309第2号
令和5年3月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた
受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼

肝炎対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、その対策を総合的に推進するため、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性等を定める肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定し、これに基づく取組や周知を行ってきたところです。

肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項については、肝炎対策基本指針第3（2）カにおいて、「国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。」とされており、各医療機関に対し、組織的な取組をお願いしているところです。

平成30年度の診療報酬改定において、手術前医学管理料の算定留意事項として、本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供する旨が規定されました。さらに、令和4年度の診療報酬改定において、短期滞在手術等基本料についても、同様の取扱いが規定されています。（別紙参照）

また、肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項については、肝炎対策基本指針第4（2）アにおいて、「国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関

等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。」とされており、各関係者の協働による受診、受療、フォローアップの取組をお願いしているところです。

しかし、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、肝炎ウイルス検査結果が陽性であるにもかかわらず精密検査や肝炎医療を適切に受診していない者が多数に上ること等、必要な方に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く残されています。

これを受け、関係団体の長に対し、改めて別添の通り協力を求めたところです。

肝炎対策基本指針第9（3）において、「都道府県においては、（中略）都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。」とされており、各都道府県においても、改めて関係団体等に対する要請等、引き続き肝炎対策の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

(別紙)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発 0304 第1号) (抜粋)

A400 短期滞在手術等基本料

- (1) 短期滞在手術等基本料は、短期滞在手術等（日帰り及び4泊5日入院による手術、検査及び放射線治療）を行うための環境及び当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に評価したものであり、次に定める要件を満たしている場合に限り算定できる。
- (2)～(14) 略
- (15) 本基本料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合を含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

B001-4 手術前医学管理料

- (1) 手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「L002」硬膜外麻酔、区分番号「L004」脊椎麻酔若しくは区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。
- (2)～(7) 略
- (8) 本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。